

小樽市立長橋小学校開校百周年記念協賛会会則

第一条（名称） 本会は 小樽市立長橋小学校開校百周年記念協賛会と称し事務局を同校に置く

第二条（目的） 本会は 小樽市立長橋小学校開校百周年記念事業 並びに 行事に協賛しこれを遂行する

第三条（組織） 本会の役員は この趣旨に賛同する有志をもって組織する

第四条（役員） 本会に左記の役員を置く

- 1 顧問 若干名
- 2 相談役 若干名
- 3 会長 一名
- 4 副会長 若干名
- 5 事務局長 一名
- 6 事務局員 若干名
- 7 監査 若干名
- 8 常任理事 若干名
- 9 理事 若干名

第五条（任務） 本会役員の任務は次の通りとする

- 1 顧問・相談役は会長の諮問に応じて意見を述べる
- 2 会長は本会を代表し 会務の総括・運営にあたる
- 3 副会長は会長を補佐し 会長に事故ある時は代行する
- 4 監査は 会計を監査する
- 5 事務局の中に事務局長・事務局次長・事務局員を置き 事務局長は事務局を総括し 事務局次長は事務局長を補佐する また 事務局員は事務局の仕事を遂行する
- 6 常任理事は各部の部長・副部長があたり その運営にあたる
- 7 理事は 会務を分掌し その遂行にあたる

第六条（選出） 会長・副会長・監査は総会において選出し 顧問 相談役 事務局長・次長・局員 常任理事・理事は会長が委嘱する

第七条（会議） 本会の会議とその任務は次の通りとし 会長の招集により随時開催する

- 1 総会 この会の最高決議機関で 会則・事業・行事・予算決算・役員の選出・その他 重要事項を決定する
- 2 理事会 中間決議機関で 会長・副会長・事務局員・常任理事及び理事で構成し会務の遂行にあたる 必要に応じて顧問・世話役の意見も求めることができる
- 3 常任理事会 会長・副会長・部長・副部長・事務局員で構成し 各部の連絡調整と共に 理事会より付託された事項について協議決定する
- 4 事務局会議 会長・副会長・事務局員で構成し 会務の執行について協議する
- 5 部会 部会は理事をもって構成し 各部長の招集により会務の遂行にあたる

第八条（部会） 本会に左の部をおき 会務を分掌する

- 1 事務局 各部の連絡調整・記録・庶務的な事項を行う
- 2 事業部 記念事業 及び 収益事業を行う
- 3 式典部 式典・祝賀会・展示会他記念行事を行う
- 4 広報部 事業・行事の記録 及び 記念誌等の作成を行う

第九条（財政） 本会の資金は協賛金 及び 事業収益をもって これにあたる

第十条（施行） この会則は 令和五年二月十五日より施行し その目的達成の時総会において報告し解散する

（付 則） 本会に備える帳簿は 左の通りにする

- 1 賛助芳名簿
- 2 記録簿
- 3 会計簿